

# 令和元年6月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 令和元年6月25日(火) 13時30分～15時00分

場 所： 開成町立文命中学校 会議室

出席者： 井上教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、上野委員、本澤委員

【事務局】中戸川教育総務課長、尾川教育総務課学校担当副主幹

議 事：

## 1) 開会

### 教育長より開会の宣言

#### ○教育長

本日の定例教育委員会は、場所が文命中学校ということもあり、午前中は学校の授業の様子を見させていただきました。1年生の人数が多いと感じましたが、全体的には落ち着いていると感じました。

また、文命中学校3年生は、6月19日から21日まで2泊3日で修学旅行に行ってきました。5名欠席者がいたようですが、生徒達も主体的なグループ行動がしっかりできて、無事に終わって何よりでした。

また、中学校のエアコン設置工事も順調に進んでおり、間もなく試運転できる予定です。今のところ昨年のような猛暑はありませんが、夏本番前に稼働ができて安心しているところです。

小学校においては、6月15日の土曜日に学校公開を実施しました。天候は悪かったですが、多数の保護者が参加してくれました。初の試みとして2つの小学校で給食ではなく弁当給食を実施させていただきました。全体的には、食育の観点から実施したという趣旨は保護者のかたにご理解いただけたと思います。

幼稚園においては、今年度から始まった3年間教育ですが、ここまで大きな問題はなく過ごせています。バス停での園児の乗り降りの手伝いなど保護者の協力があってこそできているものだと感謝しております。年中担当の教諭が年度途中で退職しましたが、非常勤職員の方がよく対応してくれているためなんとかやっている状況です。

役場においては、6月23日に日曜議会がありました。教育委員会がらみの質問は、交通安全対策と主権者教育の2点ありました。関連質問としては、公園の使い方や義務教育の給食費無償化についてなどがありました。

児童・生徒の安全面では、先日、寒川町で逃亡事件が発生したため、登下校時に職員を動員して子どもたちの見守り活動を行いました。これにより低学年の生活科の地域学習をとりやめることになりました。このような事件が起こると現場の教育活動にも様々な影響が出ると感じているところです。

6月17日には、西湘地区教職員組合と教員を除く県費負担教職員の時間外勤務、休日勤務について36協定を締結したところです。

以上、近況についてご報告させていただきました。それでは、議事に入っていきたいと思います。

2) 会議録署名人の指名

露木委員が指名された。

3) 議事

《報告事項》

(1) 令和元年度子ども・子育て支援活動助成事業の採択事業について

・資料1について説明した。

○教育長 報告事項の(1) 令和元年度子ども・子育て支援活動助成事業の採択事業について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、資料1をご覧ください。今年度の子ども・子育て支援活動事業助成事業について4団体が採択されました。今後、各地域で団体が活動していくことになります。

昨年度から「協働」を柱に4団体を採択したところです。経過としては3月18日から4月26日まで公募期間を設けまして、5月9日に書類審査を行いました。書類審査の段階では4団体とも採択に適しているということで最終審査を子ども・子育て支援活動助成事業審査会において行い、今回の4団体が採択されました。

昨年度は、事業の立ち上げということもあり、どのようなプロセスで事業団体を選定していくかということで村岡職務代理、上野委員にもご協力をいただき、書面による点数方式で審査を行いました。反省点としては、書面のみでの審査のため、選定基準や書面に記載されていない部分の評価をどのようにするのかなど苦労した点がありました。したがって、今年度は各団体にプレゼンテーションをやっていただき、その後こちらからの問答を通じて評価していく方式に変更しました。特に今年度採択の4団体のうち3団体が継続団体ということもあり、1年目取り組んだ結果や2年目どのように発展させていくのかなどを中心に話をきかせていただいて評価しました。

採択団体ですが、1団体目は、「開成子どもゆめパーク」です。事業分野としては、子どもの遊び場づくり事業となっています。交付額は80,000円です。昨年度からの継続団体です。

2団体目は、「ひまわりC A F E」です。事業分野としては、発達に支援を必用とする子どもや家族を支援する事業となっています。交付額は90,000円です。昨年度からの継続団体です。

3団体目は、「社会福祉法人 一燈会」です。事業分野としては、ひとり親家庭や生活困窮家庭などの子どもや家庭を支援する事業となっています。交付額は80,000円です。こちらは、今年度の新規採択団体となっています。

4団体目は、「A S O B I 隊」です。事業分野は「長期休業時における子どもの居場所づくり事業」となっています。交付額は、92,000円です。昨年度からの継続団体です。

報告は以上です。

- 教育長 ただいま事務局から説明がありました。何か質問はありますか。
- 委員 昨年度選定に関わったときの説明のなかで、本事業で活動する団体は将来的には町からの助成金なしで活動できるようになることが最終目的だと要綱等に規定されていたように記憶しているが、その点について少しは改善されたのか。
- 事務局長 団体も様々であり、町からの助成額だけで賅っている団体もあれば、助成額以上に団体が自前で支出し、独自の事業を展開している団体もあります。そのような団体には別の補助メニューを紹介するなど情報提供はしているところです。また、本事業はあくまでも町と団体がお互いの役割分担を明確にしたなかで「協働」を目的に行っているものですので、団体の自立を最終的な目的にしているわけではありません。
- 教育長 団体によっては、会費を徴収し活動費用に充てている団体も出てきているが、事業の性格としては会費を原資として事業展開するところまでは想定していないということです。他に何かご質問はありますか。なければ本件については、以上とさせていただきます。

## (2) 令和元年度ジュニアサマーキャンプについて

- ・資料2について事務局から説明した。
- 教育長 報告事項の(2) 令和元年度ジュニアサマーキャンプについて事務局から説明してください。
- 事務局長 資料2をご覧ください。令和元年度ジュニアリーダーサマーキャンプについてです。毎年実施しているものですが、キャンプの目的は、2泊3日のキャンプを通じて、自然環境への関心や理解を深め、生きる力やコミュニケーション能力を高めるための学習をすることにあります。日程は、7月13日(土)から15日(月)までとなっております。場所は、御殿場市の「富士のさと 国立中央青少年交流の家」です。対象者は、小学校5・6年生の児童と中学校1年生から3年生までの生徒です。今回の応募者は小学生が36名、中学生4名の合計40名となっております。昨年は、小学生が21名、中学生が10名の合計31名でしたので中学生の人数が少し減っていますが、総数としては10名程度増えています。活動内容としては、ウォークラリー、キャンプファイヤー、野外炊事などです。詳細の日程は裏面に記載してありますので後ほどご確認ください。説明は以上です。
- 教育長 昨年と比較して中学生の人数が減っているが、小学生の人数が増えているということで町の子ども全体の参加者数という点では増えており喜ばしいことだと思います。この事業は、青少年指導員の方達のご協力があって成り立っているものであり、非常に感謝している。他に何かご質問はありますか。なければ本件については、以上とさせていただきます。

## (3) 令和元年度「開成町青少年交流事業」について

・資料3に基づき事務局より説明した。

○教育長 報告事項の(3)令和元年度「開成町青少年交流事業」について事務局から説明してください。

○事務局 資料3をご覧ください。

続いて資料3をご覧ください。令和元年度「開成町青少年交流事業」について報告させていただきます。まず、本事業の目的ですが、本町と北海道の幕別町が災害時相互応援に関する協定を締結したのを機に、両町の相互交流の一環として互いの自治体を交互に宿泊しながら派遣先の歴史、生活文化等を視察研修し、視野をひろげることが目的として事業を行うものです。交流期間は、7月29日(月)から7月31日(水)までです。交流内容の主なものとしては、開成南小学校でのウェルカム事業、児童による開成町及び幕別町の特色、体験授業、富士山散策、お別れ会などです。詳細の日程については、裏面をご覧ください。また、人員ですが、開成町は17名の児童、幕別町は20名の児童が参加する予定です。なお、本事業を実施する前に6月22日に事前研修ということで本町の児童を対象に幕別町の児童を迎え入れるための学習会を開催したところです。

○事務局 なお、幕別町の児童については、本町での交流事業のあと高知県中土佐町の交流事業にも参加する予定です。

○教育長 幕別町からは児童のほかに副町長、教育長も来町するとのこと。

○事務局 本町においては、今回、5年生が受け入れをしますので、来年は今回受け入れをした5年生が優先的に幕別町に行けることとなります。

○教育長 今までは、このような事業の募集をかけると開成南小学校の児童の方が多かったが、今回の応募状況の特徴としては、開成小学校学区の児童の方が多かった。

さきほど、事務局から説明があったように6月22日に事前学習会を開催し、開成小学校、開成南小学校関係なく町を代表して幕別町の児童を迎え入れるという話をさせてもらった。なお、今回は、迎え入れる方なので費用負担はありません。他に何かご質問はありますか。なければ本件については、以上とさせていただきます。

#### (4) 文命中学校エアコン設置工事の状況について

・資料4に基づき事務局より説明した。

○教育長 報告事項の(4)文命中学校エアコン設置工事について事務局から説明してください。

○事務局 資料4をご覧ください。文命中学校エアコン設置工事の状況についてです。まず、工期についてですが、議会議決の日(平成31年2月25日)から今年の9月30日までとなっております。工事概要は、大きく分けて3つございます。1つ目は、空調設備の設置です。普通教室18教室、特別教室等12教室の30教室にエアコンを設置します。各教室に2台ずつ(応接室のみ1台)合計59台エアコンを設置します。また、あわせて対応する室外機を屋外の4か所に設置しまし

た。2つ目は、キュービクルの改修工事です。今回エアコンを設置することにもない、電気容量を増設する必要があったため、キュービクルを新たに設置しました。3つ目は、電気配線工事です。空調設備稼働のため、体育館まで電気配線工事を実施しました。なお、体育館は今回のエアコン設置の対象外ですが、将来的に設置することも考慮して配線については、今回の工事で整備させていただきます。資料2枚目をご覧ください。黄色の色がついた箇所が今回の工事で空調を設置する教室、水色の箇所がすでに空調を設置してある箇所です。今回の工事金額ですが、契約金額は1億2千166万2千円です。うち消費税が901万2千円となっています。契約の相手方は、厚木市に会社がある川本工業株式会社 県央支店です。工事の進捗状況ですが、4月28日、29日に室内機、5月4日に室外機を搬入しました。6月8日にキュービクルを搬入、据え付け工事を実施しました。翌日9日は全館停電を実施しました。6月22日、23日に試運転を実施しました。その後、部分使用を開始する予定ですが、請負業者、町が双方立会のうえ動作確認、キズの有無を確認したうえで部分使用させてもらうことになっています。使用にあたっては、請負業者から教員に使用方法の取扱説明がなされる予定です。なお、今後の予定ですが、室外機のラッキング工事が未施工のため、引き続き工事を実施します。外構、現場事務所解体を含めて工事は9月中に終了する予定です。説明は以上です。

- 教育長 試運転は、いつからできるのか。
- 事務局 今回の試運転は、あくまでも引渡し前の部分使用ということで町と川本工業㈱との間で覚書を締結して使用させていただくことになっています。覚書の内容については、すでに双方で内容の確認を終えているので、明日から試運転することも可能です。なお、本日の夕方、教員に対してエアコン使用の取扱説明がなされる予定です。
- 事務局 工事費用について補足をさせていただくと、なぜこのような金額になったかという点とまず、町としては夏までに間に合わせるためにはどのような工事内容がベストかという点を重視しました。エアコンのタイプとしては、天吊り型と据置型がありましたが、天吊り型の場合、天井に穴をあける工事となり工期が長くなる恐れがあったため、結果的には多少割高になったが確実に夏までに間に合わせる事ができる据置型を選択させていただいたところです。
- 委員 さきほど、設置されたエアコンを見させていただいたが、据置型ということで下は固定されているが、上部は固定しなくても問題ないか。
- 事務局 基本的な構造のうえでは、問題はないと認識しているが、先日、試運転の前に町と業者双方ですべての教室のエアコンの設置状況を確認したが、地震のときに転倒しないかという話になった。業者に対しては、何かしら転倒防止の措置を講じるよう指示したところである。

(5) 時間外勤務及び休日勤務に関する協定書について

・資料5に基づき事務局より説明した。

○教育長 報告事項の（５）時間外勤務及び休日勤務に関する協定書について事務局から説明してください。

○事務局 資料5をご覧ください。6月17日に町教育委員会と西湘地区教職員組合との間で36協定を締結したので報告させていただきます。まず、対象ですが教員を除く学校事務職員、学校栄養士が対象となります。当町の場合は、4月1日時点では県費の学校事務職員が3名、学校栄養士は1名の4名対象者がおります。協定書の中身を簡単にご説明します。協定書は全部で6条から構成されています。

第1条では、町は公務の運営にあたり正規の勤務時間内に公務が終了するよう計画し、時間外勤務及び休日勤務を命じないよう努める旨が規定されています。

第2条の前段では、時間外勤務、休日勤務は公務の必要上、やむをえない場合に限り命じることができると規定しています。ただし以下の後段では、育児短時間勤務の職員にあっては、その職員に時間外を命じなければ公務の支障に著しい支障が生じる場合に限り認められると規定しています。また、いずれの場合であっても、健康面、家庭面に配慮しなければならないと規定しています。

第3条では、時間外勤務の上限を規定しています。具体的には、1日5時間、1か月45時間、1年間360時間を上限としています。

第4条では、育児又は介護を行う職員の時間外勤務について規定しています。まず、3歳に満たない子のある職員が時間外勤務の免除を申し出た場合は、時間外勤務を行わせることができず、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員や要介護者を介護する職員が時間外勤務を短くすることを申し出た場合は、1か月につき24時間、1年間に150時間を超えて時間外勤務を行わせることができない旨が規定されています。

第5条では、職員の休日勤務は1か月につき2日を超えない範囲で行わせることができる旨を規定しています。

第6条では、協定書の有効期限（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）を規定しています。2枚目は時間外労働、休日労働に関する協定届になります。説明は以上です。

○委員 時間外勤務の管理は、最終的な管理は校長がチェックをするのか。

○事務局 そのとおりです。

○村岡委員 協定書の中身と絡めていえば、教員の働き方改革をそろそろ考えていく時期に来ていると思う。

○教育長 具体的な取組内容ということだと思いますが、自治体によっては閉庁日を設けているところもあります。閉庁日ということを外対的に宣言するが、教員は学校にいるという状況です。ただし、このような取組は保護者や地域住民の方に受け入れられるものか見極めが必要であると考えています。これらを踏まえて私案として私が考えている教員の働き方改革について紹介させていただきたいと思います。1点目として、朝部活の廃止。2点目として、諸外国のように学校の教育活動

から掃除の時間を廃止する。この代替えとして、費用はかかるが町費の清掃員を雇用して対応することが考えられます。3点目として、すでに導入しているものであるが校務支援システムを活用した成績処理。これをさらに活用することによって業務の効率は上がると思われます。4点目として、通知表や送付文書の簡略化。通知表については、公的な文書ではないため学校長の裁量により簡略化することは可能です。5点目としては、勤務時間終了の16時30分から翌朝の8時までの学校にかかってくる電話については、留守番電話対応として教員は対応しないようにする。緊急の電話の場合は、例えば役場の宿直室につながり、その内容を教育総務課長が聞き取ったうえで真に緊急な電話の場合は学校長に連絡するようにすればよいと考えます。6点目としては、出退勤の管理をICカード、タイムカード化し、厳格に管理するようにする。7点目としては、部活動の外注化。諸外国のように地域のクラブチームに任せてしまうというものです。現状は、部活動が学校生活や愛校心を養ううえで重要な役割を果たしているため、すぐに実現することは難しいかもしれません。8点目としては、土日の対外試合や発表会の送迎を保護者や地域の方にやってもらうものです。9点目としては、先ほどお話したとおり学校の閉庁日を設ける。10点目としては、長期休暇を減らし、1日あたりの勤務時間を減らす。11点目としては、教員の通勤手段を公共交通機関を利用したものとする。これは、自家用車で通勤しているから長時間職場にいることになると思われるためです。12点目としては、年次休暇を最低10日以上取得しようという取組を実施する。13点目としては、スクールロイヤーの配置。学校現場で困ったことがあればすぐに相談できるような体制が教員も助かると思います。14点目としては、文部科学省の通知において、総合的学習時間の4分の1を夏季休業中の自主活動として充てても良いという指針が示されているので、それを活用する。特に小学校においては、来年度、外国語活動の時間として35時間確保しなければならないので、これを夏季休業中に実施することができればかなりの授業時間数を確保できることになります。

以上、私案として述べさせていただいたが、園長、校長とも相談しながらできることからやっていきたいと考えています。

○委員 働き方改革ということであれば、やらなくても支障が出ない業務はあると思う。例えば、クラス毎に発行している学級通信などは、それを出すことの目的、意義を担任が理解していれば別だが、単にとなりのクラスが発行しているから出すということであれば、やめることも検討すべきだと思う。

○事務局 事務局としてもできることからやっていきたいと考えていますが、一番大事なことは教員の意識を変えることだと考えています。教員は一生懸命な方が多いので、今までやってきたことをやめるという意識を持ちにくい状況にあると思います。

○委員 働き方改革ということで、教員が地域の交通安全指導をやめるとなった場合、地域住民が理解してもらえないかという不安もある。教員と

地域住民の意識や考え方が変わらないとできないと思う。

○教育長 学校も地域活動に関わるなかで昔に比べて役割が増えてきている部分はあり、どこかで線を引くためにも地域住民の理解は必要だと思います。

○委員 36協定の締結の対象が教員以外の県費負担教職員ということだが、これらのかたについては今後、時間外勤務手当がつくという理解でよいか。

○教育長 時間外勤務手当はつかないが、上限としてルールを定めさせてもらったと理解していただきたいと思います。

○委員 教育長が私案のなかで、学校にかかってきた勤務時間外の電話を留守電にするという対策は、思い切ってやってみても良いのではないか。静岡県为学校でも導入しているところはあると聞いている。

○教育長 留守電にした場合、翌朝その内容を聞いたうえで対応しないといけなくなります。また、夜中にかかってきた場合、まずは役場の宿直室に電話がつながり、次にその電話を教育総務課長が聴いて、その内容に応じて学校長に連絡するか判断することになり、教育委員会事務局職員の負担が増える可能性があります。

#### (6) 経過報告、今後の予定について

・資料6に基づき事務局から説明した。

○事務局 はじめに経過報告です。6月1日から6月9日まで開成町あじさいまつりが開催されました。6月3日は登校指導日でした。6月4日は西湘地区教育委員会連合会総会が小田原市役所で開催され、井上教育長、露木委員が出席しました。6月14日は登校指導日でした。6月15日は小学校の学校公開日でした。6月19日から21日まで文命中学校3年生は修学旅行に行ってきました。行き先は、滋賀県、奈良県、京都府でした。6月23日は日曜議会が開催されました。本日6月25日は定例教育委員会を開催しました。

続いて、7月の予定です。7月1日は登校指導日となっております。7月8日は、開成町青少年問題協議会を開催予定となっております、村岡職務代理に出席していただく予定です。7月11日は園長・校長会を開催させていただきます。7月13日から15日までジュニアリーダーサマーキャンプを開催します。場所は静岡県御殿場市です。7月16日は登校指導日となっております。7月17日は足柄上採択地区協議会が開催されます。7月19日は園・学校の1学期終業日となっております。7月24日は定例教育委員会を開催させていただきます。7月29日から31日まで開成町青少年交流事業ということで北海道の幕別町児童と本町の児童の交流会を開催します。

#### (7) 開成町立園・学校の様子について

○教育長 昨日(6月24日)から開成南小学校の1年3組において、33名いる児童中、病欠7名、早退6名ということがありました。欠席した



児童の症状としては、発熱、おう吐、下痢などがあったとのこと。医者に診てもらった児童のなかには軽い胃腸炎と診断された児童もいたようです。本日（6月25日）、同じクラスにおいて16名の児童が欠席したとの報告がありました。学校医に相談したところ、もう少し経過観察をするようにとの判断でした。学校長としても、児童の症状も一様ではないということで流行性ではないと判断し、学級閉鎖の措置はとらないとのこと。

## （8）その他

### ○事務局

認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱いについて教育委員の皆様のご意見をいただければと考えておりますのでよろしくお願い致します。

前回の教育委員会定例会でもお話ししたとおり幼児教育の無償化に伴い、給食費の副食費の取扱いをどうするかという話です。

まず、基本的な考え方ですが、食材料費の取扱いについては、従来実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、無償化後もこの考え方を維持することとしています。教育・保育給付第1号認定子ども（幼稚園）、第2号認定子ども（保育所）の主食費・副食費については施設の徴収とします。第2号認定子どもの副食費については、これまでも利用者負担（保育料）に含まれていたため、無償化後もこれは変わりません。つまり主食費と副食費は実費として原則徴収するが、副食費にあつては、所得階層に応じて減免できるような仕組みをとっています。

具体的な階層をいいますと、開成幼稚園（1号認定）については5階層、町内民間保育所（2号認定）については、8階層に分かれています。このうち、所得階層に応じて副食費が減免されます。減免とは、公費で負担することを意味しています。

さらに町の財政負担をシュミレーションするため、6案をお示しさせていただきます。なお、算定にかかる開成幼稚園の主食費、副食費の単価は平成30年度実績をもとにしています。

第1案が、幼稚園・保育園とも主食費、副食費とも国の基準どおり徴収する場合です。この場合の影響としては、所得によって保護者の負担金額が異なるため不公平感が生じます。町の負担額は、1,462,710円となります。

第2案は、幼稚園・保育園とも主食費のみ徴収する場合です。副食費を免除し、公費で負担するものです。この場合の影響としては、保護者負担が一律となるが町の財政的負担が大きいという効果があります。町の負担額は、13,843,890円となります。

第3案は、幼稚園・保育園とも副食費のみ徴収する場合です。主食費を免除し、公費で負担するものです。この場合の影響としては、所得によって保護者の負担金額が異なるため不公平感が生じます。町の

負担額は、5,221,320円となります。

第4案は、幼稚園・保育園とも主食費と副食費両方を無料とし、公費負担するものです。この場合の影響としては、保護者負担は一律無料となるが町の財政的負担が最も大きい。町の負担額は、17,602,500円となります。

第5案は、幼稚園のみ主食費と副食費両方を無料とし、公費負担するものです。この場合の影響としては、幼稚園の保護者負担は一律無料となるが町の負担が大きく、保育園の保護者と幼稚園の保護者の間で不公平感が生じます。町の負担額は、8,420,100円となります。

第6案は、幼稚園のみ主食費を徴収し、副食費を免除するものです。この場合の影響としては、幼稚園の保護者負担は一律となるが町の負担が大きく、保育園の保護者と幼稚園の保護者の間で不公平感が生じます。町の負担額は、6,955,890円となります。

- 教育長 　　ただいま事務局からお示したものはあくまでも案ということで、教育委員の皆様の率直な意見をお伺いできればと考えております。
- 委員 　　幼稚園、保育園問わず、食費は家庭にいる場合も必ずかかるものなので、一律無料は反対である。基本は、実費徴収という姿勢を持つべきだと考える。
- 委員 　　同じ町内のことなので、幼稚園と保育園の不公平感はなくすべきだと考える。また、所得に応じて保護者負担額が異なる場合は、集金方法に配慮すべきだと思う。
- 委員 　　食に関しては、保護者も関心をもってもらう必要があると思うので、食費は負担してもらった方が良いのではないかと。
- 委員 　　仮に幼稚園、保育園の給食費を無料にしたとしても、小学校に入学したら実費として徴収することになる。そのときに、なぜ小学校に入学したら給食費を徴収するのかという説明が難しいと思うので、一律免除ではなく基本的に徴収していく方向で考えるべきだと思う。
- 教育長 　　幼稚園、保育園問わず、すべての食費を無料とすれば保護者には歓迎されると思いますが、それが本当にあるべき姿なのかは慎重に見極める必要があると思います。食費については、基本的に保護者負担があってしかるべきではないかと考えているところです。
- 委員 　　考え方の転換だが、同じ公費を充てるのであれば、例えば、幼稚園の教員や支援員を増やすという方法もあると思う。
- 教育長 　　仮に国の基準どおり運用した場合、所得に応じて負担額が異なるので、現場における集金事務が煩雑となります。特に所得情報をもとに集金をするので個人情報の厳格な管理が求められることとなります。
- 委員 　　口座振替はできないのか。
- 事務局 　　銀行のほうに口座振替の依頼をしているが、難色を示されています。
- 委員 　　保護者に対して、なんでも補助、援助するような仕組みにすると親が本来やるべきことまで奪ってしまい、結果的に「親力」の喪失につながってしまうのではないかと。
- 委員 　　今回の無償化により保育料のなかに副食費が含まれているということをはじめて知った保護者も多いのではないかと。そういう意味では副

食費ということが明確になった点はよかったのではないか。

○教育長 皆様の意見を集約すると何かしら食費については、保護者が負担すべきという意見でよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし。

閉 会 : 教育長より閉会の宣言